

児童・生徒の懲戒と体罰

阿部 皎（元北海道札幌東高等学校長）

はじめに

戦後、学制が民主教育に大転換しても、教育現場の意識は、戦前の懲戒を前提とする訓育の指導を色濃く引き継いできたのが体罰の現状である。今回の体罰全国調査（文部科学省）は、体罰容認論が根強く存在することを証明したものである。

駆け出しの教員時代は、「訓告・停学・退学」等、生徒の懲戒を、校則・内規により、教育現場の前例や経験に則り教育実践に従事してきた。体罰は人権侵害行為であるという理解は、観念的に理解はしていたつもりではあったが、法的根拠に基づく確固たる信念を持ってないまま、自からの指導力不足を責めつつ「懲戒」の教育指導に従事してきた反省をもっていた。

その後、指導行政の職務上（北海道教育庁指導主事・指導課長・校長経験等）新任教員の研修、生徒指導の研究会、校長・教頭研修会等での指導・助言者の立場から、懲戒・体罰についての理念、根拠になる法令・規則について学ばざるを得ない立場に立たされた。

この間、部活動中の体罰は、実際に直面する機会があったが、授業中の体罰については、周囲では見聞することは無かった。しかし、近年、教職員の非行事故（交通違反・体罰・他等）が新聞やマスメディアに報道される事が多くなり、教職に籍を置いた者として、心を痛めてきた。

特に、大阪市立桜宮高校の、体罰による生徒の自殺問題を受けて、文部科学省は、全国小中高などに実施し体罰実態調査結果公表した。この結果に基づき実態の共通理解を図り、その上で、生徒の指導上、何故、体罰・・・暴力にエスカレートしてしまうのか、その原因を明かにしたい。

次いで、つたない教育実践から懲戒・体罰に関わる事例を紹介して、問題提起をすると共に、体罰根絶のため、具体的な提言を行うものである。

1 実際の懲戒との出会い

本学の教職課程では、生徒指導の領域において、自己の不勉強のため、懲戒について学んだ記憶が希薄である。

- (1) 教育現場における、非行・校則違反等の懲戒について、「喫煙 禁止場所への出入、不正行為、服装違反、男女不純異性交遊、万引き」等々。当該学校の生徒指導内規に基づき指導をしてきた。
- (2) 懲戒すなわち、「訓告 戒告 停学 退学」等について、教師集団の判断基準は、当該学校の生徒指導内規に基づいていた。

2 体罰の実態と現状の共通理解のために（資料No.1を参照）

- (1) 文部科学省の実施した体罰実態調査公表（全国小中高など平成25年8月9日）調査結

果から

- ア 体罰教職員 国公私 計 452 校 6,721 人
- イ 被害児童・生徒数 計 14,208 人（調査方法により軽微なものも含まれる）
- ウ 従前の公立対象の調査より 16 倍以上の数値を示した。従前、懲戒処分教員数は、400 人前後。
- エ 体罰教師 6,721 人は、全教師数の 0,58%
- オ 学校種別 中学校 2,805 高校 2,272 小 1,559 中学校が最多である。
- カ 活動場面別では、小では、授業中が 6 割と集中している。中高は、部活動中 4 割で、授業中は、2 割余りだった。
- キ 態様別では、「素手で殴る」6 割。「蹴る」1 割。「殴る・蹴るなど」「棒で殴る」続いている。

(2) 調査結果の 分析・論表等について

- ア 小学校で授業中の体罰が多い原因は下記 3 点に要約できる。
 - ・小学校児童は、家庭の基本的生活習慣（良・悪）をそのまま学校に持ち込んでしまう。
 - ・小学校は、教科担任制ではなく、全教科担任制である。故に児童の欠点が目に付きやすい。
 - ・小学校の教師は、体力、知的、管理能力に置いて、圧倒的優位の立場にある。
- イ 中・高校で部活中が多い原因は何に起因するか。（資料No.2 参照）
 - ・生徒は、技術主義になりがちで、技・テクニックを強く求めがちである。
 - ・好きな者が集まる集団のため、熱心な指導ですぐに強くなる効果が期待できる。
 - ・強くなれば、父母、地域、学校を上げて応援団が組織され、指導はエスカレートする。
 - ・部活動が強くなり、就職・進学・商業ベースと結びつくと、体罰にエスカレートする。
- ウ 下村博文文科相は、「恥ずべき数字だ。体罰への意識が低く、実態把握や報告が不徹底だったのではと重く受け止めている」と述べ、調査の継続と体罰根絶強化の意向を示した。（十勝毎日新聞、平成 25、8、10 日）
- エ 文部科学省は、「指導の範囲」つまり、生徒指導上、体罰が許容範囲内の指導行為として、広範囲に「黙認」されてきたのではないか。改めて体罰禁止や厳正な処分を求め、各都道府県の教育委員会に通達を出した。（十勝毎日新聞、平成 25.8.10 日）
- オ 上越教育大、梅野正信教授（学校教育学）の話
「体罰は法律で禁じられているものの、世間には体罰を許す意見もあり、基準にあいまいさがある。文部科学省の調査で、体罰をした教員数が大幅に増えたのは、グレーゾーンを表に出したということで、学校教育の重大な問題点をようやく直視したと言える。教員も人格者ばかりではなく、周囲が許せば体罰を正当化しかねない。特に子どもが指示に従いやすい部活動指導では、抑さえが利かなくなる恐れがある。指導が

暴力にエスカレートする途中の段階でどう抑さえるか。教員養成や採用後の研修で学ぶ機会を設ける必要がある。(北海道新聞 平成 25. 8. 10 日)

3 体罰の事例から学ぶ (資料No.3 を参照)

- (1) 高体連全道バレーボール大会における 2 例を紹介する。
- (2) 新任教員研修会での事例を紹介する。
- (3) M 高校「言葉による暴力」の事例を紹介する。
- (4) K 高校における原級留置の事例を紹介する。
- (5) W 高校における部活中の事例を事例紹介する。
- (6) N 高校における放課後の事例を紹介する。

4 体罰防止のための法令・規則について、懲戒権の範囲及び限界

- (1) 懲戒行為 学校教育法 (11 条) を参照。法文略。
- (2) 児童・生徒に対する懲戒権 (刑 35 条) を参照。法文略。
- (3) 懲戒権の限界 総理府 (現内閣法制局) の見解は、次の 7 原則が具体的に示されている。

ア 身体に対する侵害を内容とする懲戒 (殴る・蹴る・叩く等々)

イ 肉体的苦痛を与える懲戒 (ランニングの強制・長時間のうさぎ飛び等)

ウ 放課後教室に残留させる懲戒 (罰当番・居残り掃除・トイレ清掃等)

エ 教室に入れない懲戒 遅刻した場合 (廊下に立たせる・教室から追い出す等)

オ 教室外に退去させる懲戒 (教室から追い出す・グラウンドに立たせる等)

カ 非行のあった児童生徒に対する懲戒, 自白, 供述の強制 (万引き・喫煙・不正行為等)

キ 差別・酷使にわたる懲戒 (叱り方に他の児童・生徒と, 差をつける。授業中無視する等)

『学校運営サブノート』P194 (花輪 稔・学校運営サブノート出版協力会) (内注 釈は, 筆者)

- (4) 懲戒限度を超えた場合の責任範囲について、次の法令に明示されている。

ア 刑事責任 暴行罪 (刑 208) 傷害罪 (刑 204) 監禁罪 参照, 法文略。

イ 民事責任 体罰一傷害 治療費, 精神的損害の償い 損害賠償責任 参照, 法文略。

ウ 行政責任 民事・刑事の責任追及の有無に係わらず懲戒を受ける。

- (5) 懲戒権の行使についての限定については、次に明示されている。

ア 教育上の必要があると認められるときで、特に処分として行使する懲戒は、真にやむを得ない場合に限定されている。

イ 教育上必要な配慮 法規には、行き過ぎのないよう制限を設け、退学、停学、訓告は、校長としたのも慎重に行う必要からである。(学教法施規 13-1) [~児童等の心身の発達に应ずる等, 教育上必要な配慮]とその必要性を述べている。参照, 法文

略。

ウ 懲戒は刑罰と異なる。学校教育の目的達成のため、教育作用の一環として行われるものである。

(6) 懲戒の種類は、次の法令に明示されている。

ア 訓告 学齢児童・生徒には行使は、不可。(学教法施規 13-3) 参照, 法文略。

イ 停学 学齢児童・生徒には行使は、不可。(学教法施規 13-4) 参照, 法文略。

ウ 退学 生徒には行使は、不可。(学教法施規 13-4) 参照, 法文略。

(7) 退学処分に理由について、次の法令に明示されている。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者(学教法 26) 参照, 法文略。

イ 学力劣等で成業の見込みのないと認められる者

ウ 正当な理由がなくて出席が常でない者

エ 学校の秩序を乱し、その他、学生または生徒としての本分に反した者((学教法施規 13-3 懲戒の 4 原則)

※退学処分は、懲戒権者の裁量権の範囲を超えた場合、その乱用と解されるとき、違法となり訴訟の対象となることは、マスコミの報道において顕著である。

5 体罰のない生徒指導を考える

(1) 学校の指導体制のあり方を問う —教職員の意識改革の方向—

ア まず、授業を大切にすること。

学校全体として教材研究を盛んにして、学習活動の充実を図る事を重要視したい。学校全体の学習成果を向上させるためには、学校の全教職員・児童・生徒・父母の協力なしには、実現は不可能だからである。この地道で困難な目標実現に向けて努力を傾注することが、生徒指導上の諸課題解決への近道である。

イ 全教職員共通理解のもと、体罰の根絶を確認することが出発点である。

熱心な指導、愛の鞭等の安易な指導法は、教職専門職として、指導力が未熟な証拠であることを共通理解として共有することが重要である。

ウ 中・高の部活動に、何故、体罰が横行するのか、共通理解を持つ必要がある。

部活動が人間形成上大切な教育活動であることは、論をまたない。然し、少数のしかも、好きな者ばかりを集めての部活動は、少し熱心な指導をすれば、地区で優勝を経験し、県、やがて全国へと成果を求める夢や期待が、学校、生徒、地域父母へと広がる。そこに、勝利優先の加熱した部活指導の延長線上に体罰が生まれ易く、周囲にも許容する空気が醸成される。一方、教師は、クラスや学年全体、ましてや学校全体の学力や体力を向上させることになると、大変な努力が求められ、実現が容易でないことを知っている。その点、教師は、部活が指導の成果を具現化し易い活動であることを知っている。学校管理者、教育委員会も、例外ではなく、むしろ同列である。

(2) 体罰防止のため、(教員・指導主事・校長職を通じ) 実践例

ア 日常の教育活動において、ホームルとインフォーマルを混同していないかを問いたい。

学校は閉鎖社会とか、教室は密室であるとか言はれ、一般社会とかけ離れたそんざいと理解されている。最近では、多くの学校で「開かれた学校」を喧伝している。そこで、生徒を大切にとか、生徒の人格の尊重という言葉をよく聞くが、生徒の呼称はどうなっているのだろうか。

中学・高校では、呼び捨てが多いのではないかと。また、授業中と部活とでは使い分けている教師が多いのが実態ではないかと。この点、教育活動全般を通じ、現代敬語の呼称、〇〇「さん」〇〇「君」を用いて教育実践に努めてきた。理想としては、男女とも、〇〇さんを用いたいと考えてきた。

例えば、警察、病院、市役所、その他、社会一般的には、人の呼称を呼び捨てにするところは、存在しない。

イ 新任教員研修に留意してきたこと (指導主事・校長)

大学在学中、教職課程では、懲戒・体罰について学ぶ機会は無かった。そのため、新任教員は、懲戒・体罰に関わる生徒指導は、学校内規による慣例の踏襲に従うことで、中堅・ベテランへの教師経験を歩むことになる。したがって、理念や法令規則をきちんと学ぶ機会を持つことを勧めてきた。

ウ 担任・部活動顧問等の選任 (校長) 授業時数の完全補充

- ・担任を継続して持ちたがる教師への対応。卒業生を出したら必ず1年は、充電期間として休ませる。
- ・担任を持ちたがらない教師への対応。条件を整え、担任を必ず持たせる。
- ・部活があれば、と、担任をしたくない教員への対応。部活担当を2人から3人にして、担任をもたせる。
- ・部活顧問、最低2人、進学校では、3人制堅持(教員の負担軽減)

(3) 体罰のない部活指導について

越山賢一教授(北海道教育大岩見沢校 スポーツ・コーチング専攻)は、「部活動の主役は、子ども達。怒鳴るのではなく、時間をかけて付きあう気持ちが必要」だと。選手に考えさせ、勇気を持って、など、前向きに声を掛けることが成長を促す」同大サッカー部を強豪チームに育てた経験を踏まえての講演は示唆に富むものである。(北海道高体連、道教委体罰のない指導)初の研修から(北海道新聞 2013.10.25 朝刊)

(4) 指導者意識を捨てよ

部活動を授業と同じ教育活動と考えるか、どうか、が、重要となる。つまり、部活もホームルな教育活動なのである。したがって、部活動も共感的関係を基盤にした指導に立脚して、1人ひとりの生徒に自己存在感や自己決定の場を設定することである。上からの一方的な押しつけではなく、生徒自らが気づき、考える過程を経て、行動に展開させたいものである。この点が抜けると体罰を容認する指導に傾斜しがちになる。

(5) 教員養成に期待

教員養成に、ボランティア、いじめ問題など注文が相次いでいる。加えて、体罰問題となると4年間では無理という話にもなるが、新任教師は、現場に入って経験論だけで、教育に当たる現状から教員養成で、体罰に係る理論、法規を学ぶ機会を持って欲しいと期待する。その際、是非、現場経験者を活用して欲しいものである。

6 おわりに

授業中の体罰による指導は、教師の指導力未熟の場合に多い。部活中の体罰は、効果的な指導で熱心な指導と盲信して、勝敗や成果飲みを期待して、ひとりよがりな傲慢な指導から体罰にエスカレートしてしまう。教師は普通自分を未完成な人間であると自覚する必要がある。そこに、常に反省が求められる。

大阪桜宮高校元教諭の裁判で、小野寺健太裁判官は、「顧みる機会があったにもかかわらず（中略）体罰暴力的指導を続けた」として有罪の判決を言い渡した。

全ての教育活動には、人間の尊重を基本に据えなければならない。しかし、日頃「生徒を大切に」と、口にする教師が、部活になると、スパルタ式指導に豹変する教師も多い。それは、周囲に根強い体罰容認論が存在するからである。従って、それぞれの学校単位で、教師集団が一致して体罰の根絶を期して相互に教育活動上、体罰を黙認しないことが重要である。

未完の人間教師が、教育の職務を愛し、生徒と共によりよい生き方を求め歩むことが、教育の営みであろう。そのためには、経験論のみに墮することなく、専門教科は勿論であるが、教職教養についても、理論的に学び続けることが大切だと考えてきた。

※ 参考文献

『学校運営サブ・ノート』（花輪 稔 偏著・学校運営サブ・ノート出版協力会）

『季刊教育法・懲戒・体罰と教育法の論理』（静岡大教授 牧 柁名・総合労働研究所）

『岩波基本六法』（岩波書店）